



2023年11月30日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 取締役兼最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

(開示事項の経過)

**Group Lease Holdings Pte. Ltd.による
訴訟の判決に対する控訴結果のお知らせ(GLからの開示)**

表題の件につきまして、当社は2023年11月22日付「(経過報告) シンガポールにおけるGroup Lease Holdings Pte. Ltd. に対する損害賠償請求の控訴審の棄却について」にてお知らせしておりますが、2023年11月24日、当社の持分法適用会社であるGroup Lease PCL が本件について開示しておりますので、下記にGLが発表した内容を日本語に翻訳してお知らせいたします。

原文は下記 URL よりご確認ください。

(URL: <https://grouplease.international/newsroom/0799NWS241120231746470307E.pdf>)

(以下 GLの発表内容の日本語訳)

参照： GL 26/2023

2023年11月24日

件名： J Trust Asia Pte. Ltd. と Group Lease Holdings Pte. Ltd. の間の訴訟に関する
シンガポール裁判所の決定の更新

宛先： タイ証券取引所 社長

参考資料： 1. 当社からタイ証券取引所社長への書簡 GL 34/2021 2021年8月16日付「グループ・リース・ホールディングスのシンガポールにおける訴訟の進捗について」
2. 当社からタイ証券取引所社長への書簡 GL 09/2023 2023年4月24日付
「Jトラストアジアとグループ・リース・ホールディングスの訴訟に関するシンガポール裁判所の決定について」

Group Lease Public Company Limited(以下当社とする)は、当社の完全子会社である Group Lease Holdings Pte. Ltd (GLH) を相手取り、J Trust Asia Pte. Ltd. (以下 JTA) が、2021年8月1日を返 済

期限とする130,000,000米ドルの転換社債である第2次投資契約について、不払いを理由に124,474,854米ドルの損害賠償を求めていたシンガポール高等裁判所における裁判でJTAに対しての支払いをGLHに命じた判決が下された件についてお知らせいたします。当社は当該第2投資契約を2021年7月30日に解除しておりました。その後、GLHは2023年4月19日にシンガポールの控訴裁判所で高等裁判所の判決を不服として控訴を行っておりました。

当社は、2023年11月22日、シンガポール高等法院控訴部において、JTAに対する50,000米ドルの訴訟費用をGLHおよびその他の被告が連帯して負担することとなり、控訴が棄却されたことをお知らせいたします。しかし、当社としてはあらゆる手段を行使してさらなる法的措置を講じていく予定です。今後、進展がありましたら、速やかにお知らせいたします。

以上謹んでご報告申し上げます。

此下 竜矢
Deputy Chief Executive Officer